

佐賀県農業構造改革支援基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称 佐賀県農業構造改革支援基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

(単位:千円)

Table with columns for years (25-30), interest, total, and residual. Rows include fund creation and national fee equivalents.

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

(単位:千円)

Table with columns for years (25-4), interest, total, and residual. Rows include fund creation and national fee equivalents.

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を設置し、農地中間管理機構を設置し、県において農用地利用集積等促進計画の認可・公告等を行うとともに、機構において農地借受希望者の募集や農用地利用集積等促進計画の策定、借り受けた農地の保全管理など農地の借り受け、貸し付けに係る業務を行う。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び農地の出し手に対して協力金を交付する。

4. 事業関係通知、パンフレット等

- ① 農地集積・集約化対策事業実施要綱 ※別添
② 佐賀県農業構造改革支援事業費補助金交付要綱 ※別添

○基金事業等を終了する時期 令和7年度(予定)

○基金事業等の目標

令和14年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の8割とする。

Table comparing cultivated area in Saitama Prefecture for Heisei 25 and Reiwa 10, including utilization area and collection rate.

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

- 採択に当たっての申請方法: 農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。)の第6の3(1)参照
申請期限: 随時
審査基準: 実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」及び別記1「農地中間管理機構事業」等参照
審査体制: 担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

- 採択に当たっての申請方法: 実施要綱の第6の3(2)参照
申請期限: 随時
審査基準: 実施要綱の別記2「機構集積協力金交付事業」等参照
審査体制: 担当部局において審査